

平成30年4月1日から

# 柳川市中小企業融資制度が 利用しやすくなりました！

柳川市では、市内の中小企業者向け融資制度を実施しています。平成30年4月1日から制度を見直し、さらに融資が利用しやすくなりました。

## 融資限度額 の引き上げ

資金名	改正後	改正前	引き上げ額
中小企業振興資金	2,000万	1,250万	750万
小口零細企業資金	2,000万	1,250万	750万
新規創業融資資金	1,000万	500万	500万

## 融資利率の 引き下げ

資金名	改正後	改正前	引き下げ幅
中小企業振興資金	1.50% ※	1.80% ※	▲0.30%
小口零細企業資金	1.30%	1.60%	▲0.30%
緊急経営対策資金	1.40% ※	1.70% ※	▲0.30%
新規創業融資資金	1.30%	1.60%	▲0.30%

※責任共有制度の対象外となる要件を満たした場合は、上記利率より0.20%割引となります。

## 融資期間 の延長

資金名	改正後	改正前
中小企業振興資金	10年以内（1年以内）	5年以内（6か月以内）
小口零細企業資金	10年以内（1年以内）	5年以内（6か月以内）
緊急経営対策資金	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）
新規創業融資資金	10年以内（1年以内）	5年以内（6か月以内）

※（）内は据置期間

## 実施日

平成30年4月1日 福岡県信用保証協会による保証申込受付分から

## 保証料 補給

市融資制度を利用する際に、福岡県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補給する制度を実施しています。（要件や補給額など制度を一部変更しています。）

融資制度や保証料補給制度の内容など詳しくは裏面へ！

問合せ先

柳川市役所 産業経済部 商工・ブランド振興課  
〒839-0293 柳川市大和町鷹ノ尾120（大和庁舎1階）  
TEL 0944-77-8763 FAX 0944-76-1170  
URL <http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>

# 平成30年度 柳川市中小企業融資制度一覧表

平成30年4月1日現在

資金名	要件	用途	融資限度額	責任共有制度	融資利率	保証料率	融資期間 (据置期間)	融資期間 の延長	償還方法	保証人	担保	取扱金融機関	申込場所
中小企業振興資金	①市内に営業所又は主たる事務所を6か月以上有する中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市税を完納していること ③健全な事業経営の見通しがあり、資金の返還に確実性があること	運転資金 設備資金	2,000万円 (※1)	対象 対象外	年1.50% 年1.30%	年0.45% ～1.90%	10年以内 (1年以内)	最長2年	元金均等 月賦償還	原則として 法人は代表 者、個人は 不要	原則不要	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県南部信用組合	取扱金融機関
小口零細企業資金	①市内に営業所又は主たる事務所を6か月以上有する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の会社・個人など中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者 ②市税を完納していること ③健全な事業経営の見通しがあり、資金の返還に確実性があること	運転資金 設備資金	2,000万円 (※2)	対象外	年1.30%	年0.50% ～2.20%	10年以内 (1年以内)	最長2年	一括又は 元金均等 月賦償還	原則として 法人は代表 者、個人は 不要	原則不要		
緊急経営 対策資金	①市内に営業所又は主たる事務所を6か月以上有する中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市税を完納していること ③次のいずれかに該当すること (ア)最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること(市長の認定が必要) (イ)中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する認定を受けていること ④上記①②の要件を満たし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号に規定する認定を受けていること ⑤上記①②の要件を満たし、中小企業信用保険法第2条第6項に規定する認定を受けていること	運転資金 設備資金	1,000万円	対象 対象外	年1.40% 年1.20%	年0.45% ～1.90%	10年以内 (1年以内)	最長2年	元金均等 月賦償還	原則として 法人は代表 者、個人は 不要	必要に 応じ		
新規創業融資資金	①次のいずれかに該当すること (ア)市内で中小企業者として創業を行おうとする個人であって、速やかに当該創業を行うための具体的な計画を有すること (イ)中小企業者である会社が中小企業者である新会社を市内に設立し、新会社が速やかに事業を開始するための具体的な計画を有すること (ウ)市内で中小企業者として創業した個人又は会社であって、創業した日から6か月を経過していないこと ②市長が認めた講座等を修了していること ③個人については住民税、法人については法人税を完納していること ※中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者をいう	運転資金 設備資金	1,000万円	対象	年1.30%	年0.45% ～1.90%	10年以内 (1年以内)	最長2年	元金均等 月賦償還	原則として 法人は代表 者、個人は 不要	必要に 応じ		

※1 小口零細企業資金及び新規創業融資資金で借入残額があるときは、当該残額を差し引いた金額

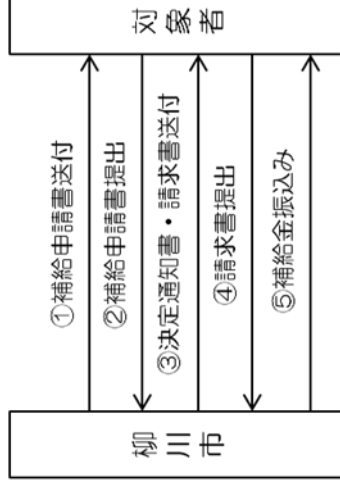
※2 既に他の保証付き融資を受けているときは当該借入残額(根保証契約をしている場合は、当該融資極度額)を差し引いた金額

## 保証料補給制度

柳川市中小企業融資制度を利用する際に、福岡県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補給しています。

要件	補給額	申請方法
①借入金を期限内に完済していること ②完済時において、市内に事業所を有していること ③市税を完納していること	支払った信用保証料の全額(上限30万円) 千円未満切捨て ※繰上完済により保証協会から保証料の返戻がある場合は、返戻保証料を差し引いた金額	借入金を完済後、完済日から3か月以内に申請書を提出 ※対象者には申請書を送付 ○申請に必要な書類 ・保証料補給申請書 ・市税に滞納がないことの証明書(完納証明書)

## ■手続きの流れ



お問い合わせ先  
柳川市役所 産業経済部 商工・ブランド振興課  
商工・企業誘致推進係(大和庁舎1階)  
TEL 0944-77-8763(直通)  
FAX 0944-76-1170